

広域ごみ処理施設整備・運営事業

要求水準書

第Ⅱ編 運営業務編

令和6年（2024年）12月

西尾市

《目 次》

第1章 総則	1
第1節 計画概要	1
第2節 計画主要目	3
第3節 一般事項	3
第4節 運營業務条件	9
第2章 運営体制	10
第1節 業務実施体制	10
第2節 有資格者の配置	10
第3節 連絡体制	11
第3章 運転管理業務	12
第1節 本件施設の運転管理	12
第2節 受付・計量業務	12
第3節 場内の誘導及び案内	12
第4節 搬入管理	12
第5節 適正処理・適正運転	12
第6節 運転管理体制	13
第7節 用役の管理	13
第8節 運転管理マニュアルの作成	13
第9節 運転計画の作成	13
第10節 運転管理記録の作成	14
第11節 副生成物の搬出	14
第12節 性能試験の実施	14
第4章 維持管理業務	15
第1節 本件施設の維持管理業務	15
第2節 保守管理	15
第3節 修繕工事	17
第4節 清掃	18
第5節 維持管理マニュアル	18
第6節 精密機能検査	18
第7節 長寿命化総合計画の運用	18
第8節 既存施設への電力供給	18
第5章 測定管理業務	20
第1節 本件施設の測定管理業務	20
第2節 測定管理マニュアル	20
第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応	22
第6章 防災等管理業務	25
第1節 本件施設の防災等管理業務	25
第2節 二次災害の防止	25
第3節 緊急対応マニュアルの作成	25

第4節 自主防災組織の整備	25
第5節 防災訓練の実施	25
第6節 緊急対応結果報告書の作成	25
第7章 運営関連業務	26
第1節 本件施設の運営に関連する業務	26
第2節 植栽管理	26
第3節 施設警備・防犯	26
第4節 見学者対応	26
第5節 積極的な情報発信・コミュニティ機能の形成	26
第6節 積雪対策	26
第7節 ホームページの開設及び運営	27
第8章 情報管理業務	28
第1節 本件施設の情報管理業務	28
第2節 運営体制	28
第3節 運営マニュアル	28
第4節 運営業務実施計画書	28
第5節 運転	28
第6節 保守管理	29
第7節 補修工事	29
第8節 作業環境管理	29
第9節 清掃実施	29
第10節 測定管理	29
第11節 防災等管理	30
第12節 緊急対応	30
第13節 事業継続計画	30
第14節 関連業務実施	30
第15節 施設情報管理	30
第16節 業務完了報告	31
第17節 その他管理記録報告	31
第18節 作成書類・提出書類	31
第9章 運営業務期間終了時の引渡し条件	33

用語の定義

広域ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）で用いる用語を次のとおり定義する。

本 事 業：広域ごみ処理施設整備・運営事業をいう。

本 市：西尾市をいう。

2 市 1 町：岡崎西尾地域広域化ブロックを構成する西尾市、岡崎市及び幸田町をいう。

本 件 施 設：本事業において設計・建設され、運営される廃棄物処理施設をいい、工場棟（管理諸室を含む。）のほか、駐車場、構内道路、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の事業実施区域内の設備及び建築物並びにこれらの付帯設備、ホワイトウェイブ21への自営線設備を含めていう。

本 工 事：本件施設の設計・建設業務をいう。

プ ラ ン ト：本件施設の全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。

建 築 物 等：本件施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。

D B O 方 式：Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる公設民営方式の事業手法をいう。

建 設 事 業 者：本事業において、本件施設の設計・建設業務を担当するもので、複数企業又は共同企業体をいう。

運 営 事 業 者：本市と運営業務委託契約を締結する者で、本施設の運営業務を行う事業者をいう。

従 業 者：本件施設を運営する者（運転要員を含む。）をいう。

監 督 員：本市の担当者をいう。

現西尾市クリーンセンター：西尾市クリーンセンターの現焼却棟、リサイクル棟、廃プラスチック減容処理施設等を総称していう。

現 焼 却 棟：西尾市クリーンセンターのごみ焼却棟をいう。

リ サ イ ク ル 棟：西尾市クリーンセンターのリサイクル棟をいう。

廃プラスチック減容処理施設：西尾市クリーンセンターの廃プラスチック減容処理施設をいう。

敷 地：西尾市クリーンセンターの敷地をいう。

事 業 実 施 区 域：稼働後、運營業務を実施する区域をいう。

基 本 契 約：民間事業者に本事業を一括で発注するために、本市と落札者及び落札者が設立する運營業務者で締結する契約をいう。

建設工事請負契約：本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。

運營業務委託契約：本事業の運營業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運營業務者が締結する契約をいう。

地 方 公 共 団 体：地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定められている普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）をいう。

搬 入 禁 止 物：本件施設では受け入れないものをいう。

搬 入 可 能 物：本件施設で受け入れるものをいう。

処 理 対 象 物：搬入可能物のうち、本件施設で処理するものをいう。

処 理 困 難 物：搬入可能物のうち、本件施設では処理せずに外部処理委託又は最終処分するものをいう。

交 付 金：循環型社会形成推進交付金をいう。

余 剰 電 力：発電電力から、本件施設の消費電力を除いた電力をいう。

売 電 電 力：発電電力から、本件施設での消費電力、リサイクル棟、廃プラスチック減容処理施設、計量棟、ストックヤード棟及びホワイトウェイブ21への供給分を除いた電力をいい、電力会社等へ売電する電力をいう。

第1章 総則

広域ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編（以下「本要求水準書」という。）は、本市が発注する本事業の運営業務に関し、本市が要求する最低限の水準を示すものである。

第1節 計画概要

1 一般事項

本市は、本市のごみだけでなく、岡崎市及び幸田町の燃えるごみ等の一部を含めた広域ごみ処理施設の令和12年度の供用開始を目指して整備事業を進めている。令和5年9月には、「廃棄物処理施設整備基本計画」を策定し、広域ごみ処理施設の施設整備基本方針を次のとおり設定した。

【施設整備基本方針】

- (1) 安心、安全で安定した処理を行う施設
 - ・長期間停止することなく、安全かつ安定してごみ処理を継続することができる施設
 - ・作業環境に配慮し、トラブルや事故の発生が極力無い施設
- (2) 防災機能を備え、災害時にも処理が可能な施設
 - ・災害に対して、建築構造物及びプラント設備の機能確保が図られ、地域の避難所としても高い信頼性を確保した強靱な施設
 - ・外部からの電力、燃料、薬品等の供給が途絶えた場合でも、自立運転を行うことが可能な施設
- (3) 周辺の豊かな自然及び環境に配慮した施設
 - ・排ガス、騒音、振動、悪臭等の基準を遵守し、さらにこれらの環境負荷を極力低減することで、豊かな自然環境との共存が図れる施設
- (4) エネルギーと資源の有効活用を推進し、脱炭素化を促進する施設
 - ・廃棄物処理に伴うエネルギーを最大限に回収し、効率よく活用することで地域の脱炭素化を促進する施設
 - ・廃棄物処理に伴い発生する副生成物の資源化により、有効活用を図る施設
 - ・持続可能な資源循環型社会の構築に向けて4Rを推進する施設
- (5) 地域に開かれ、親しまれる施設
 - ・積極的な情報発信や情報公開のもと、住民に理解され、信頼される施設
 - ・わかりやすい環境学習の場として、地域に開かれた施設
 - ・住民が集い、交流のできるコミュニティ機能を備えた地域に親しまれる施設
- (6) 経済性に配慮した施設
 - ・施設整備及び運営に係る費用を可能な限り低減できる施設
 - ・施設の長寿命化に対応できる施設

2 基本事項

(1) 事業名

広域ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 処理能力

エネルギー回収型廃棄物処理施設 266t/日 (133t/日×2炉)

(3) 事業実施区域

現西尾市クリーンセンター敷地 (西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか)

3 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、本件施設に関する次の業務とする。

- (1) 運転管理業務 (受付・計量業務を除く。)
- (2) 維持管理業務
- (3) 測定管理業務
- (4) 防災等管理業務
- (5) 運営関連業務
- (6) 情報管理業務
- (7) 副生成物の運搬資源化業務
- (8) 近隣対応 (事業者が実施する業務に関連するもの)
- (9) その他これらを実施する上で必要な業務

4 本市の業務範囲

- (1) 本件施設への搬入可能物の搬入
- (2) 受付・計量業務
- (3) 搬入禁止物及び処理困難物の処分
- (4) 近隣対応 (事業者が実施する業務以外)
- (5) 行政視察対応
- (6) 運営モニタリング
- (7) 飛灰の運搬・最終処分
- (8) 電力の売却
- (9) その他これらを実施する上で必要な業務

5 運営業務期間

本事業における運営業務期間は、令和12年7月1日から令和32年3月31日までの約20年とする。ただし、運営事業者は本市が本件施設を35年程度使用する計画であることを前提として運営業務を行うものとする。

第2節 計画主要目

1 ごみの種別

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 1 ごみの種別」参照

2 計画年間処理量

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 2 処理能力」参照

3 計画ごみ質

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 3 計画ごみ質」参照

4 ごみの搬入出

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 4 ごみ等の搬入出」参照

5 余熱利用計画

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 6 余熱利用計画」参照

6 焼却条件

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 7 焼却条件」参照

7 公害防止基準

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第3節 1 公害防止基準」参照

8 本件施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、本市が定めた要求水準書（設計・建設業務編）及び建設事業者が策定した事業提案書が定める、本件施設が備えているべき性能及び機能をいう。

第3節 一般事項

1 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2 関係法令等の遵守

運営事業者は、運営業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」、「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）」等の関係法令等を遵守すること。

表 1-1 関係法令等例示

<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本法(平成5年法律第91号) ● 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号) ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号) ● 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号) ● 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号) ● 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) ● 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号) ● 騒音規制法(昭和43年法律第98号) ● 振動規制法(昭和51年法律第64号) ● 悪臭防止法(昭和46年法律第91号) ● ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号) ● 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) ● 都市計画法(昭和43年法律第100号) ● 港湾法(昭和25年法律第218号) ● 景観法(平成16年法律第110号) ● 道路法(昭和27年法律第180号) ● 道路構造令(昭和45年政令第320号) ● 駐車場法(昭和32年法律第106号) ● 建設業法(昭和24年法律第100号) ● 建築士法(昭和25年法律第202号) ● 建築基準法(昭和25年法律第201号) ● 消防法(昭和23年法律第186号) ● 航空法(昭和27年法律第231号) ● 水道法(昭和32年法律第177号) ● 下水道法(昭和33年法律第79号) ● 浄化槽法(昭和58年法律第43号) ● 計量法(平成4年法律第51号) ● 電波法(昭和25年法律第131号) ● 有線電気通信法(昭和28年法律第96号) ● 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号) ● 電気事業法(昭和39年法律第170号) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働基準法(昭和22年法律第49号) ● 労働安全衛生法 ● 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号) ● ボイラー構造規格(平成15年厚生労働省告示第197号) ● 圧力容器構造規格(平成15年厚生労働省告示第196号) ● クレーン構造規格(平成7年労働省告示第134号) ● 内線規程((一社)日本電気協会) ● 日本産業規格(JIS) ● 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) ● 日本電機工業会規格(JEM) ● 日本電線工業会規格(JCS) ● 日本照明工業会規格(JIL) ● 日本フルードパワー工業会規格(JFPA) ● 日本農林規格(JAS) ● ごみ処理施設性能指針(平成14年11月15日環廃対第724号厚生省生活衛生局水道環境部長通知) ● 建設産業における生産システム合理化指針(平成3年2月5日建設省経構発第2号) ● 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成13年4月25日環廃対183号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知) ● 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル((公社)日本保安用品協会) ● 石綿含有廃棄物等処理マニュアル(令和3年3月環境省環境再生・資源循環局) ● 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針(平成17年3月30日環廃産発第050330010号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知) ● 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(2014.6環境省水・大気環境局大気環境課) ● 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号) ● 建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針(令和4年4月1日4環資産第572号東京都環境局) ● ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法(平成13年法律第65号) ● 国土交通省公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部) ● ごみ処理施設整備の計画・設計要領((公社)全国都市清掃会議) ● 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号) ● 人にやさしい街づくりの推進に関する条例(平成6年愛知県条例第33号) ● 愛知県建築基準条例(昭和39年愛知県条例第49号) ● 愛知県環境影響評価条例(平成10年愛知県条例第47号) ● 県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号) ● その他諸法令、規格等
--	--

3 環境影響評価への配慮

運営事業者は、運営業務を実施するに当たり、本市が作成する環境影響評価の結果に配慮すること。また、本市が実施する調査又は運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議のうえ、対策を講ずること。

4 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、運営業務期間中、2市1町が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5 官公署等の指導等

運営事業者は、運營業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い、本件施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め本市との協議によること。

6 官公署等申請への協力

運営事業者は、本市が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出すること。なお、運営事業者が行う運営に係る申請に関しては、運営事業者の責任により行うこと。

7 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から本件施設の運営に関する報告等を求められた場合、速やかに本市に報告し、協議の上、対応すること。

8 本市への報告等

- (1) 運営事業者は、本市が本件施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- (2) 定期的な報告は、「第8章 情報管理業務」に基づいて行うこと。緊急時・事故時等の報告は、「第1章 第3節 13 緊急時対応」に基づくこと。
- (3) 敷地において、建築物等の設置、土地の使用、形状の変更等を行おうとする場合には、事前に本市の承諾を得ること。

9 本市が実施する運営モニタリングへの協力

運営事業者は、本市が実施する運営全般に対するモニタリングに全面的に協力すること。また、本市が本件施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに対応すること。

また、運営事業者は本市が運営モニタリングを実施する際に、必要に応じて本件施設の運転を調整する等の協力をすること。

10 運営事業者によるセルフモニタリング

運営事業者は、要求水準書及び事業提案書のうち運營業務に係る内容を網羅的に整理した運営モニタリングチェックシートを作成し、事業開始前に本市の承諾を受けること。また、運營業務の実施に当たっては、運営モニタリングチェックシートに基づいて、運營業務の実施状況が要求水準書及び事業提案書の内容を満たしているかをセルフモニタリングすること。

11 搬入業者への説明対応

運営事業者は、委託収集業者や許可業者等の搬入業者を対象とした、ごみ搬入時の計量方法や場内動線等の説明資料を作成すること。資料は、本市が指示する期日

までに本市に提出し、本市の承諾を受けなければならない。また、本市が開催する搬入業者説明会に出席し、資料の内容について説明すること。

1 2 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、運營業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- (3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、本件施設における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月10日 基発0110第1号）（以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、本市が定める者が同席すること。
- (6) 運営事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を講ずること。
- (7) 運営事業者は、本件施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (8) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (9) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議のうえ、施設の改善を行うこと。
- (10) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について本市に報告すること。
- (11) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (12) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- (13) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1 3 緊急時対応

- (1) 運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を

確保した上で、施設を安全に停止させ二次災害を防止することにより、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように努めること。

- (2) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。
- (3) 運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直すなど、随時改善を図ること。
- (4) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の訓練への参加を含め協議すること。
- (5) 事故が発生した場合、直ちに適切に対応すること。運営事業者は早急に、事故の発生状況、事故時の運転記録等を本市に報告した上で、速やかに対応策等を記した緊急対応結果報告書を作成し提出すること。

1 4 急病等への対応

- (1) 運営事業者は、本件施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 本件施設に設置する AED（自動体外除細動装置）の維持管理等を定期的実施すること。

1 5 災害発生時の協力

災害発生時、その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理・処分に協力すること。

1 6 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守し、直接搬入者や従業員等の個人情報の取扱いには留意すること。また、業務の実施に当たり、業務上知り得た情報（個人情報を含む。）を第三者に漏洩しないこと。

1 7 保険

運営事業者は本件施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険に加入すること。さらに、必要に応じて、その他の保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本市の承諾を得ること。

なお、本市は、本件施設の所有者として、（公社）全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済を付保する予定である。

18 地域振興

本件施設の運営に当たっては、本市の住民に対する雇用促進のほか、2市1町の企業等を活用するための手法等について、積極的に提案すること。

第4節 運營業務条件

1 運営

運營業務は、次に基づいて行うものとする。

- (1) 事業契約書
- (2) 要求水準書（第I編 設計・建設業務編）
- (3) 本要求水準書
- (4) 事業提案書
- (5) その他本市の指示するもの

2 提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、運營業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善すること。

3 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、すべて運営事業者の責任と負担において補足・完備させること。

(2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、すべて運営事業者の責任と負担において補足・完備させること。

4 契約金額の変更

上記2、3の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

第2章 運営体制

第1節 業務実施体制

- (1) 運営事業者は、運営業務の実施に当たり、適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、防災等管理業務、運営関連業務、情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について本市の承諾を得ること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市の承諾を得なければならない。

第2節 有資格者の配置

- (1) 運営事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条で定める技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として配置すること。なお、令和15年度（運営開始後4年目）以降については、同種資格及び実績を有するものへの交代や同種資格を有する本件施設の運転責任者が現場総括責任者に昇格することを認める。
- (2) 運営事業者は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を配置すること。
- (3) 運営事業者は、運営業務を行うに当たり、資格を必要とする業務においては、該当する資格を有する者（以下「有資格者」という。）を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者が兼任することを認めるものとする。
- (4) 運営事業者は、試運転時に資格が必要な業務においては、当該有資格者を試運転時に配置すること。配置する有資格者のうち、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、工事開始前に選任すること。

表 2-1 必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （ごみ処理施設コース修了者）	本件施設のうち、エネルギー回収型廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
クレーン・デリック運転士	クレーンの運転
第 2 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
ボイラー・タービン主任技術者	ボイラ・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
特定化学物質等作業主任者	焼却主灰及び飛灰処理物の取扱い、焼却炉・熔融炉、集じん機等の保守・点検等業務
ショベルローダー等運転技能講習修了者	ショベルローダー等の運転
低圧電気取扱者の特別教育修了者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充電電路等の点検、修理及び操作 ・ 開閉器の操作
玉掛け技能講習修了者	制限荷重 1 t 以上揚貨装置又はクレーン等の玉掛け作業

注：業務内容については、関係法令を遵守すること。

注：その他運営を行うに当たり、必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

注：本表は、関係法令等で必要な資格を参考までに例示しているものであり、関係法令で義務付けられていない有資格者の配置を求めるものではない。

第 3 節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備すること。また、整備した連絡体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。

第3章 運転管理業務

第1節 本件施設の運転管理

運営事業者は、本件施設を適切に運転し、本件施設の要求性能（「第1章 第2節 8 本件施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理するとともに、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。また、業務期間を通じて効率的なエネルギー回収を行い、余剰電力量が多くなるよう努めること。

第2節 受付・計量業務

本件施設の計量棟における受付・計量業務は本市の所掌とする。ただし、設計・建設業務において、既存計量機に隣接しない場所に新たに計量機を設けた場合、その計量機を用いた受付・計量業務については、運営事業者の所掌とする。

第3節 場内の誘導及び案内

本件施設の計量棟以降の敷地内の誘導及び案内は、運営事業者の所掌とする。本業務における誘導及び案内の概要と所掌区分は、要求水準書添付資料-36「敷地内の誘導及び案内業務の概要と所掌」を参照すること。また、現西尾市クリーンセンターにおけるごみの搬入ルート、手順等を要求水準書添付資料-37「現西尾市クリーンセンターにおけるごみの搬入手順」及び要求水準書添付資料-38「現西尾市クリーンセンターにおける剪定枝の持込方法」に示す。これらの資料は、現西尾市クリーンセンターにおける対応方法を踏襲しているが、本市と協議のうえ、運営事業者の提案により対応方法を変更しても良い。

第4節 搬入管理

- (1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導及びプラットホームの安全確認を行うこと。
- (2) 運営事業者は、月に1回以上の展開検査（パッカー車等の中身の検査）を行うこととし、実施に当たっては計画書を策定し、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、本件施設の搬入禁止物を搬入した者には持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じないなどの理由により、搬入禁止物が残った場合の対応は、本市と協議し決定すること。
- (4) 運営事業者は、プラットホームにおいて直接搬入者が持ち込んだ紙類資源物（新聞、段ボール、雑誌、雑紙、牛乳パック）を受取り、保管し、設計・建設業務で整備した倉庫へ運搬すること。
- (5) 運営事業者は、鳥インフルエンザ等の疫病発生時にこれらに感染した又は感染した疑いのある小動物を受け入れて適切に処理すること。

第5節 適正処理・適正運転

- (1) 運営事業者は、関係法令、本件施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。

- (2) 運営事業者は、本件施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- (3) 運営事業者は、運転時に燃焼室の温度が 850℃以上の状態を保って運転を行うこと。炉の立上げ下げ時においても、ごみを燃焼する場合には 850℃以上を保つこと。立上げ時には助燃バーナにより 850℃まで昇温した後にごみを投入すること。
- (4) 運営事業者は、本件施設の運転においては、廃棄物を適正かつ安全・安定的に処理し、効率的なエネルギー回収により余剰電力量が最大となるように行うこと。

第 6 節 運転管理体制

- (1) 運営事業者は、本件施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 運転班長は、ボイラ・タービン付きのごみ処理施設の運転経験が 1 年以上あるものとする。
- (3) 運営事業者は、整備した運転管理体制について本市に報告し、承諾を得ること。体制を変更する場合は、事前に本市に報告し、承諾を得ること。緊急を要する等、やむを得ない事情がある場合においては、変更後、早急に本市に報告すること。

第 7 節 用役の管理

- (1) 運営事業者は、本件施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。
- (2) 災害時等において、本件施設を稼働するために必要な用水、薬剤等の供給が途絶えた場合に備えて、本件施設を稼働するために必要な用水、薬剤等を常に 1 炉分の 1 日平均使用量の 7 日以上貯留している状態を保つように管理すること。
- (3) 副生成物の貯留設備は、災害等により搬出ができない場合にあっては、1 炉運転時（基準ごみ）で 7 日以上運転が可能な容量を持った状態を保つように管理すること。
- (4) ごみピットは、一時的な搬入量増加にも対応できるように余裕を持った運用を計画すること。

第 8 節 運転管理マニュアルの作成

- (1) 運営事業者は、運転管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、運転管理マニュアルを必要に応じて見直すこと。なお、見直しに当たっては本市の承諾を得ること。

第 9 節 運転計画の作成

- (1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の保守管理、補修工事等を考慮した年間運転計画書を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、毎年の全停止期間を 9 月に設定すること。具体的な日程は都度本市と協議して決定すること。
- (3) 運営事業者は、年間運転計画書に基づき、月間運転計画書を作成し、本市に提

出すること。

- (4) 運営事業者は、年間運転計画書及び月間運転計画書を必要に応じて変更すること。なお、年間運転計画書の変更に当たっては本市の承諾を得ること。
- (5) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画書を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- (6) 運営事業者は、年間調達計画書に基づき、月間調達計画書を作成し、本市に提出すること。

第10節 運転管理記録の作成

運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気、上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、補修工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等の作成を行い、本市に提出すること。

第11節 副生成物の搬出

- (1) 焼却主灰、溶融スラグ、溶融メタル、鉄・アルミについて、これら全量の積込、運搬及び資源化先の確保等は運営事業者が実施すること。
- (2) 運営事業者は、本市が行う飛灰処理物、不燃物、搬入禁止物及び処理困難物の搬出に協力すること。
- (3) 運営事業者は、搬入禁止物について、搬入者への適切な指示等を実施していなかった場合は、自らの責任で搬入禁止物の処分を実施すること。

第12節 性能試験の実施

運営事業者は、「第I編 設計・建設業務編 第1章 第7節 性能保証」に示された引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が本市と合意した期日に実施すること。

第4章 維持管理業務

第1節 本件施設の維持管理業務

運営事業者は、本件施設の要求性能（「第1章 第2節 8 本件施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本件施設の維持管理業務を行うこと。

なお、本工事で新設するごみ計量機については、運用は本市が実施するが、維持管理業務（法定点検含む。）は運営事業者の業務とする。

第2節 保守管理

保守管理とは、本件施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換えなどの一切の管理を指す。

1 保守管理計画書の作成

- (1) 保守管理計画書は、運營業務期間中の毎年度分を作成することとし、計画年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は、表 4-1 の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。
- (3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、運転計画を考慮し計画すること。
- (4) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。
- (5) 日常点検で異常もしくは故障が発生した場合は、運営事業者は臨時点検を実施し、適切に対応すること。

表 4-1 法定点検、検査項目（参考）

設備名	法律名		備考
ボイラ	電気事業法	第 42 条 保安規程 第 55 条 定期安全管理検査	定期検査 2年に1回以上
タービン	電気事業法	第 42 条 保安規程 第 55 条 定期安全管理検査	定期検査 4年に1回以上
電気設備	電気事業法	第 42 条 保安規程 第 55 条 定期安全管理検査	年次点検 月次点検
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 (昭和 47 労働省令第 34 号)	第 34 条 定期自主検査 第 35 条 定期自主検査 第 36 条 作業開始前の点検 第 40 条 性能検査	1年に1回以上 1月に1回以上 作業開始前 2年に1回以上
エレベータ	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	第 154 条 定期自主検査 第 155 条 定期自主検査 第 159 条 性能検査	1年に1回以上 1月に1回以上 1年未満～2年以内に1回以上
	建築基準法	第 12 条	1年に1回以上
第 1 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和 47 年労働省令第 33 号)	第 67 条 定期自主検査 第 73 条 性能検査	1月に1回以上 1年に1回以上
第 2 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第 88 条 定期自主検査	1年に1回以上
小型ボイラ及び 小型圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第 94 条 定期自主検査	1年に1回以上
貯水槽	水道法施行規則 (昭和 32 年厚生省令第 45 号)	第 56 条 検査	1年に1回以上
地下タンク	消防法	第 14 条の 3 保安検査	消防法の規定による
消防用設備	消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号)	第 31 条の 6 点検の内容及び報告	外観点検 3月に1回以上 機能点検 6月に1回以上 総合点検 1年に1回以上
フォークリフト	労働安全衛生法 労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号)	第 151 条の 21 定期自主検査 第 151 条の 22 定期自主検査	1年に1回以上 1月に1回以上
エアコンディショナ ー	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成 13 年法律第 64 号)	第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	(7.5kW～50kW 未満) 3年に1回以上
冷蔵機器及び冷凍機器			(50kW 以上) 1年に1回以上
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

2 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

運営事業者は、休炉時に煙道を点検口等から腐食が生じていないか確認するとともに、必要に応じて清掃を実施すること。

3 保守管理実施の報告

(1) 保守管理実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。

(2) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた期間又は本市との協議による期間において適切に保管すること。

第3節 補修工事

補修工事とは、本件施設の劣化した部分、部材、機器又は低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させる補修、部分的な交換又は全更新を指す。

1 補修工事計画書の作成

- (1) 運営事業者は、表 4-2 を参考に補修工事計画書を作成すること。
- (2) 運営事業者は、運營業務期間を通じた本件施設の補修工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (3) 運營業務期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき、毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- (4) 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- (5) 補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

表 4-2 補修工事の分類（参考）

作業区分		概要	設備・機器（例）	
補修工事	予防保全	時間基準保全	・具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 ・構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
		状態基準保全	・摩耗、破損及び性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定又は比較的容易に判断できるもの。	耐火物損傷、ボイラ水管の摩耗、排水設備の腐食等
	事後保全	・故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む）。 ・保全部材の調達が容易なもの。	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類	

2 補修工事の実施

運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、本件施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。

3 補修工事実施の報告

- (1) 運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- (2) 運営事業者は、各年度の年間補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- (3) 補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

第4節 清掃

運営事業者は、運営業務期間を通じ、本件施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に、見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

運営事業者は、清掃計画書を作成し、本市の承諾を得ること。清掃計画書に基づき清掃を実施すること。また、清掃実施結果報告書を本市へ報告すること。

運営事業者は、定期清掃（ワックスがけ、高所窓ガラス清掃等）を年2回以上実施すること。

第5節 維持管理マニュアル

(1) 運営事業者は、業務期間にわたり本件施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。

(2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて見直すこと。なお、見直しに当たっては本市の承諾を得ること。

第6節 精密機能検査

(1) 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施し、その結果を本市へ報告すること。なお、精密機能検査は、第三者機関に委託すること。

(2) 1年に1回以上の頻度で機能検査を実施し、その結果を本市へ報告すること。

(3) 精密機能検査及び機能検査の結果を踏まえ、本件施設の要求性能（「第1章 第2節 8 本件施設の要求性能」参照）を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第7節 長寿命化総合計画の運用

(1) 運営事業者は、建設事業者が作成した長寿命化総合計画書に基づき、本件施設の要求性能（「第1章 第2節 8 本件施設の要求性能」参照）を維持するために、維持管理を行うこと。

(2) 運営事業者は、長寿命化総合計画における施設保全管理計画と実績を対比した資料を作成し、本市に報告すること。

(3) 運営事業者は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき、必要に応じて長寿命化総合計画を更新し、その都度、本市の承諾を得ること。

第8節 既存施設への電力供給

(1) 本件施設からリサイクル棟、廃プラスチック減容処理施設、既存のごみ計量棟及びホワイトウェイブ 21 への自営線による電力供給を行うため、運営事業者がこの自営線の維持管理を行うこと。

(2) 本件施設においてリサイクル棟、廃プラスチック減容処理施設、既存のごみ計量棟及びホワイトウェイブ 21 も含めた受電を行うため、運営事業者が配置する電気主任技術者がこれらの施設も含めた保安規程の作成及び運用を実施すること。

(3) 本市は、リサイクル棟、廃プラスチック減容処理施設及びホワイトウェイブ 21

にかかる電気設備について、別途電気担当者を配置し、維持管理を実施する。

第5章 測定管理業務

第1節 本件施設の測定管理業務

運営事業者は、本件施設の要求性能（「第1章 第2節 8 本件施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

第2節 測定管理マニュアル

運営事業者は、表 5-1 に示した測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。なお、作成に当たっては、表 5-1 の項目及び頻度と同等以上とすること。

本件施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について、運営事業者及び本市が合意した場合、表 5-1 に示した測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目を変更する必要性が生じた場合は、別途協議するものとする。

運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて見直すこと。なお、見直しに当たっては本市の承諾を得ること。分析の依頼先は、原則として法的資格を有する第三者機関とすること。

表 5-1 業務期間中の測定項目

項 目		頻 度
ごみ質	種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	1回/月
燃焼室温度	炉出口温度	常 時
排ガス	ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類、一酸化炭素、水銀	1回/2月 (各炉)
排ガス (連続測定)	ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、酸素	常 時
排水	「第I編 設計・建設業務編 第1章 第3節 1 (2)排水」で示したすべての項目	1回/年
騒音	騒音レベル【敷地境界4箇所】(デシベル)	1回/3月
振動	振動レベル【敷地境界4箇所】(デシベル)	1回/3月
悪臭	臭気指数【敷地境界4箇所、排出口、排水水】	1回/3月
焼却主灰	熱灼減量	1回/2月 (各炉)
	アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン の溶出量	1回/2月 (各炉)
	ダイオキシン類含有量	1回/2月 (各炉)
飛灰処理物	アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン の溶出量	1回/2月 (各炉)
	ダイオキシン類含有量	1回/2月 (各炉)
溶融スラグ	ダイオキシン類含有量	1回/2月 (各炉)
	JIS A 5031 及び JIS A 5032 に基づく試験項目及び試験頻度	
不燃物	ダイオキシン類含有量	1回/2月 (各炉)
作業環境	ダイオキシン類濃度	1回/3月
	二硫化炭素濃度	1回/3月

第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応

1 要監視基準と停止基準

(1) 基準の区分

運営事業者による本件施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、本市が定める環境基準に基づき、要監視基準と停止基準を設定すること。要監視基準は、その基準を上回った場合、計測の頻度を増加させるなどの監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本件施設を停止しなくてはならない基準である。

(2) 対象項目

要監視基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は、本件施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類及び水銀とすること。

(3) 基準値及び測定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表 5-2 に示すとおりとする。なお、要監視基準の基準値については、運営事業者が提案すること。

表 5-2 排ガスの要監視基準及び停止基準

区分	物質	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん [g/m ³ N]	[]	左記の基準値を逸脱した場合、本件施設の監視を強化し、改善策を開始する。	0.006	定期バッチ測定データ及び1時間値平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
	硫黄酸化物 [ppm]	[]		30	
	塩化水素 [ppm]	[]		30	
	窒素酸化物 [ppm]	[]		50	
	一酸化炭素 [ppm]	[]		30	
バッチ計測項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	—	—	0.06	定期バッチ測定データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
	水銀 [μg/m ³ N]	—	—	30	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに ^{注1)} 3回以上の追加測定を実施する。この4回以上の測定結果の平均値 ^{注2)} が基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。

注：煙突出口、O₂ 12%換算値

注1：基準値の1.5倍を超過していた場合は測定結果が得られた後30日以内に、それ以外は60日以内に実施する。

注2：計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除くすべての測定結果の平均値とする。

2 要監視基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、次に示す手順で本件施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 要監視基準値を超過したことを本市へ直ちに報告
- (2) 要監視基準値を逸脱した原因の解明
- (3) 追加計測結果等を踏まえた改善作業への着手
- (4) 改善作業完了後の運転データの確認（本市による確認）
- (5) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3 停止基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、次に示す手順で本件施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。また、住民説明会資料の作成、住民説明会への参加に応じること。

- (1) 運転停止
- (2) 停止基準値を超過したことを本市へ直ちに報告
- (3) 停止レベルに至った原因の解明
- (4) 復旧計画の策定（本市の承諾を得ること。）
- (5) 改善作業への着手
- (6) 改善作業の完了確認（本市の承認を得ること。）
- (7) 復旧のための試運転の開始
- (8) 運転データの確認（本市の承認を得ること。）
- (9) 運転再開

第6章 防災等管理業務

第1節 本件施設の防災等管理業務

運営事業者は、本件施設の要求性能（「第1章 第2節 8 本件施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災等管理業務を行うこと。

第2節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保し、施設を安全に停止させ二次災害を防止することにより、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように努めること。

第3節 緊急対応マニュアルの作成

運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全な停止、復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。

運営事業者は、緊急対応マニュアルを必要に応じて見直すこと。なお、見直しに当たっては本市の承諾を得ること。

第4節 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織、警察署、消防署、本市等への連絡体制を整備すること。また、整備した連絡体制について本市に報告すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

第5節 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、本市が実施する防災訓練について、本市からの要請があった場合には、参加すること。

第6節 緊急対応結果報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した緊急対応結果報告書を作成し、本市に報告すること。

第7章 運営関連業務

第1節 本件施設の運営に関連する業務

運営事業者は、本件施設の運営に係る業務について、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節 植栽管理

運営事業者は、事業実施区域のみでなく、敷地全体の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。要求水準書添付資料-39「現西尾市クリーンセンターにおける植栽等管理図」を参照すること。

第3節 施設警備・防犯

- (1) 運営事業者は、本件施設の施設警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- (3) 運営事業者は、場内警備を実施し、場内の安全を確保すること。

第4節 見学者対応

- (1) 見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者にて行うこととし、施設の稼働状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。行政視察については本市が対応するが、本市から依頼された場合においては協力すること。
- (2) 場内の動線については、決められた動線を遵守し、見学者の安全性に十分に配慮すること。
- (3) 見学者説明要領書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (4) 見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等を実施すること。内容更新する際には、更新した電子データも本市に納めること。詳細については本市と協議し、決定すること。
- (5) 運営事業者は、本件施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。

第5節 積極的な情報発信・コミュニティ機能の形成

- (1) 運営事業者は、地域住民を始め2市1町の住民を対象に、本件施設の整備方針に基づいた環境関連の情報発信やコミュニティ機能の形成にかかる内容のイベントなどを企画・実施し、2市1町の住民の理解を深めること。
- (2) イベントの実施に当たっては、企画書を作成の上、本市の承諾を得ること。
- (3) なお、本市はこれまで現西尾市クリーンセンターにおいて、ごみの分別に係る環境学習講座を開催しており、本施設の運営開始後も同様に継続する予定であるため、運営事業者が実施するイベントの開催時期と内容はこのことに配慮すること。

第6節 積雪対策

運営事業者は、敷地内の積雪対策計画を作成し、構内道路等の積雪対策（除雪作業

等)を実施し、本件施設利用者等に影響がない状況を維持すること。積雪対策は運営業務期間にわたり運営事業者が実施すること。

第7節 ホームページの開設及び運営

運営事業者は、本件施設の運転状況を公表するホームページを開設し、運営すること。ホームページで公表するデータや本市ホームページとのリンクなどは本市と協議のうえ、決定すること。

第8章 情報管理業務

第1節 本件施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報の漏洩を防止する措置を講ずること。

第2節 運営体制

運営事業者は、次の体制について本市の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ、その他の体制についても作成し、本市の承諾を得ること。

- (1) 運転管理体制(有資格者のリストを含む。)
- (2) 防災・緊急時連絡体制
- (3) 施設警備・防犯体制
- (4) その他連絡体制

第3節 運営マニュアル

- (1) 運営事業者は、本市と協議のうえ本件施設の運営マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。また、運営事業者は、必要に応じ、その他のマニュアルも作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて見直すこと。なお、見直しに当たっては本市の承諾を得ること。
- (3) 運営マニュアルには次の事項に関する内容も含めること。
 - ア 運転管理マニュアル
 - イ 維持管理マニュアル
 - ウ 測定管理マニュアル
 - エ 緊急対応マニュアル
 - オ その他関連業務マニュアル

第4節 運営業務実施計画書

- (1) 運営事業者は、本市と協議のうえ当該年度の運営業務実施計画書を毎年度作成し、当該年度の前年度3月末までに本市の承諾を得ること。
- (2) 運営業務実施計画書には、年間行事予定、運営体制、年間運転計画、年間調達計画書、保守管理計画書、年間補修工事計画書等を含むものとし、詳細については本市と協議のうえ、決定すること。

第5節 運転

- (1) 運営事業者は、ごみ搬入量、副生成物量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、本市に提出すること。
- (2) 運転管理記録の詳細項目は、本市と協議のうえ、決定すること。
- (3) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管をすること。

第6節 保守管理

- (1) 運営事業者は保守管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ、決定すること。
- (3) 保守管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第7節 補修工事

- (1) 運営事業者は、運營業務期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書及び補修工事实施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、補修工事結果を記載した補修工事实施結果報告書及び年間補修工事实施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ、決定すること。
- (3) 補修工事関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第8節 作業環境管理

- (1) 運営事業者は、作業環境管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ、決定すること。
- (3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第9節 清掃実施

- (1) 運営事業者は、清掃計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、清掃実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ、決定すること。
- (3) 清掃関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第10節 測定管理

- (1) 運営事業者は、表 5-1 及び表 5-2 に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。

- (3) 運営事業者は測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本市へ提出すること。
- (4) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ、決定すること。
- (5) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第 1 1 節 防災等管理

- (1) 運営事業者は、防災等管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、防災等管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ、決定すること。
- (3) 防災等管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第 1 2 節 緊急対応

- (1) 運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本市に報告すること。
- (2) 報告後は、速やかに対応策等を記した緊急対応結果報告書を作成し、本市に提出すること。

第 1 3 節 事業継続計画

- (1) 運営事業者は、緊急事態が発生した際に、本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画 (Business continuity planning : B C P) を策定すること。
- (2) 災害、疫病、システム障害等の緊急事態別に具体的な対応方法及び事業継続可否の判断指標を設けること。

第 1 4 節 関連業務実施

- (1) 運営事業者は、関連業務実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、関連業務実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ、決定すること。
- (3) 関連業務関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第 1 5 節 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、運営業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、補修工事等により、運営業務の対象施設に変更が生じた場合、

各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。

- (3) 運営事業者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、本市へ報告すること。
- (4) 運営事業者は、本市等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第 16 節 業務完了報告

- (1) 運営事業者は、本章第 5 節から第 15 節までの履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 月間業務完了報告書は、毎月提出すること。
- (3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、本市と協議のうえ、決定すること。

第 17 節 その他管理記録報告

- (1) 運営事業者は、本件施設の管理記録すべき項目又は運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告書を作成すること。
- (2) 運営事業者は、管理記録報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ、決定すること。
- (3) 管理記録報告書については、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第 18 節 作成書類・提出書類

運営事業者は、運營業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した各種マニュアル、計画書等を事業開始前に本市に提出し、本市の承諾を受けること。

なお、提出する各種マニュアル・計画書等を参考として表 8-1 に示すが、事業開始後速やかに本市と協議し、決定すること。また、各種マニュアル・計画書等は、表 8-1 に示すもの以外にも必要に応じて作成すること。

表 8-1 マニュアル、計画書及び体制の一覧

事業者の業務	各種マニュアル・計画書等
運転管理業務	運転管理マニュアル
	年間運転計画書
	月間運転計画書
	年間調達計画書
	月間調達計画書
	運転管理体制 等
維持管理業務	維持管理マニュアル
	保守管理計画書
	補修工事計画書（運營業務期間）
	補修工事計画書（年間）
	補修工事実施計画書
	清掃計画書 等
測定管理業務	測定管理マニュアル
	作業環境管理計画書 等
防災等管理業務	緊急対応マニュアル
	防災等管理計画書
	防災・緊急時連絡体制
	施設警備・防犯体制
	事業継続計画 等
運営関連業務	見学者対応マニュアル
	情報発信・コミュニティ機能形成計画書
	積雪対策計画書
情報管理業務	関連業務実施計画書
	各種報告書様式 等
その他	業務実施体制
	運營業務実施計画書（毎年度）
	年間行事予定表
	セルフモニタリング実施計画書
	その他関連業務マニュアル 等

第9章 運營業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、運營業務期間終了時において、次の条件を満たし、本件施設を本市に引き渡すこと。本市は、本件施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。

- (1) 運営事業者は、本市が引渡しを受けた本件施設の運営をするに当たり支障が出ることがないように、業務の引継を行うこと。引継の内容は、本件施設の取扱説明書（運營業務期間中に修正・更新した最新の内容のもの）、本要求水準書及び事業契約書に基づき運営事業者が本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ等すべての他、本市が指示したものとする。なお、本市は、運営事業者と協議の上、これらの図書、資料、データ等を第三者に開示することがある。
- (2) 建物の主要構造部等が良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (3) 内外の仕上げや設備機器等が良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (4) 主要な設備機器等が、当初の設計図書に規定されている性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (5) 令和29年度（運営開始後18年目）に「第I編 設計・建設業務編 第1章 第7節 性能保証」に規定している引渡性能試験を実施し、本件施設の要求性能を満足している状態であること。
- (6) 運營業務終了時における引継ぎ時の詳細条件は、本市と運営事業者の協議によるものとし、令和26年度（運営開始後15年目）から本市と協議を開始すること。
- (7) 補修計画については、令和29年度（運営開始後18年目）に、それまでの補修実績と比較検証し、計画の再策定を行い、本市へ報告すること。既存計画と実績に乖離がある場合は、その対応について本市と協議し、承認を得た上で、適切に実施されていること。
- (8) 長寿命化総合計画については、令和29年度（運営開始後18年目）に、それまでの補修及び維持管理実績を考慮し見直した計画を再策定し、本市へ報告すること。当初計画と実績に乖離がある場合は検証を行い、その結果を本市と協議し、本市の承認を得た上で、適切な処置が行われていること。
- (9) 次期運営事業者に対し、最低3か月間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、本市の承諾を得ること。
- (10) 事業期間終了時に事業期間終了後1年間の設備の維持に必要な予備品・消耗品を用意すること。
- (11) 事業期間終了時から10年間は通常の保守管理及び補修工事で対応できることを前提として、事業期間終了後に全炉停止を14日より多く必要とする補修工事及び各炉停止を30日より多く必要とする補修工事が、いずれも不要な状態とすること。